展示権（第25条）

展示権は、絵や彫刻などの美術の作品と、まだ発行されていない写真の作品を、原作品で公に展示することについての権利です。

概要

ひとことで言うと

展示権の対象

原作品で公に展示する

美術の著作物
絵、彫刻など

まだ発行されていない写真の著作物
プリントしたもの

条文 条文を読む（第25条）

> **第二十五条（展示権）**
> 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

第25条を区切って読む

その美術の著作物又は	まだ発行されていない写真の著作物を	これらの原作品により	公に展示する権利を専有する。
絵・彫刻など	未発行の写真	コピーではなく原作品で	ひとりじめ

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、原作品とは、美術では作品そのもの、写真では印画紙にプリントされたものだと説明しています。

絵を買っても、移るのは物の所有権で、著作権は、譲る契約がない限り、著作権者に残るとしています。

そのため、買った人が無断でコピーしたり展示したりすることは、原則としてできないと説明しています。

ただし、原作品の持ち主が展示する場合には、例外の規定があるとしています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 19ページ（展示権）

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 93ページ（原作品の所有者による展示）

図解 絵を買った人と、著作者

物の持ち主と、権利の持ち主は別

絵を買った人

- 絵そのもの（物）の所有権を持つ
- 原作品の展示には例外規定がある（第45条）

著作者

- 著作権を持ち続ける（譲る契約がない限り）
- コピーや、ネットへの掲載などには、著作者の許諾が要る

まとめ

まとめ

1. 展示権は、美術の作品と未発行の写真を、原作品で公に展示することについての権利（第25条）。
2. コピーの展示には働かない。
3. 絵を買っても、著作権は移らない。ただし、原作品の持ち主の展示には例外がある（第45条）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken